

## 収穫調査委託契約書(案)

### 1. 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等名)	委託 予定数量	委託 単価	委託予定金額	調査場所
令和7年度 網走西部森林管 理署西紋別支署 収穫調査業務委 託8号	147.61ha		<u>委託金額</u> 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) ( )の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

### 2. 調査期間

自 契約締結日の翌日  
至 令和8年11月27日

### 3. 契約保証金 免除

### 4. 特約事項

上記委託事業につき、委託者 (以下「甲」とい  
う。)と、受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ  
に掲載している収穫調査委託契約約款(本調査の公告日現在)によって委託契約を締結し、信義に従って誠  
実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲)

受託者(乙)

## 調査内訳書

森林管理署等	調査場所		予定面積(ha)	予定材積(m³)	伐採種	伐採率(%)	調査方法	備考
	国有林	林小班						
西紋別	紋別	1201い	13.47	866	列状間伐	33	標準地(面積)	
西紋別	紋別	1201た	7.66	585	列状間伐	33	省略	1201れ襲用
西紋別	紋別	1201れ	8.37	397	列状間伐	33	標準地(面積)	
西紋別	紋別	1203る	6.72	508	列状間伐	33	省略	1203う襲用
西紋別	紋別	1203れ	5.11	606	列状間伐	33	標準地(面積)	
西紋別	紋別	1203そ	1.55	110	列状間伐	33	省略	1203つ襲用
西紋別	紋別	1203つ	2.02	131	列状間伐	33	標準地(面積)	
西紋別	紋別	1203ら	10.56	530	帯状間伐	25	標準地(面積)	4m×12m
西紋別	紋別	1203む	2.15	364	帯状間伐	25	標準地(面積)	4m×12m
西紋別	紋別	1203う	6.03	341	列状間伐	33	標準地(面積)	
西紋別	紋別	1204ち	7.51	814	帯状間伐	25	標準地(面積)	4m×12m
西紋別	紋別	1204ら	0.74	250	複層伐	33	標準地(面積)	40m×80m
西紋別	紋別	1204う	7.87	388	帯状間伐	25	省略	1204ま襲用 4m×12m
西紋別	紋別	1204ま	6.08	312	帯状間伐	25	標準地(面積)	4m×12m
西紋別	紋別	1230い	15.86	434	定性間伐	25	標準地(本数)	
西紋別	紋別	1230ほ	20.00	1142	定性間伐	25	標準地(本数)	
西紋別	紋別	1230れ	3.53	172	定性間伐	25	標準地(本数)	
西紋別	紋別	1230つ	13.48	833	列状間伐	25	標準地(面積)	
西紋別	紋別	1230二	1.61	88	列状間伐	33	標準地(面積)	

## 調查內訣書

## 別紙3

### 特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

#### 1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m以上、ポール伸縮3m程度）を3本設置すること。

また、市町村から森林管理（支）署に対し、市町村が実施主体となって行う有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理（支）署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

#### 2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報すること。

#### 3 選木について

立木販売の定性間伐調査においては、広葉樹胸高直径34cm上を保残するので調査対象木から除外すること。

#### 4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

(1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。

(2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。

(3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。

(4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。

また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

#### 5 ナラ枯れ被害の対応について

ナラ枯れの被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は、原則、調査対象としないこと。また被害木及び被害木と推定されるものを発見した場合は、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに監督職員へ報告すること。

#### 6 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。

様式第5号（第4条）

入札書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
網走西部森林管理署西紋別支署長  
殿

（入札者）

住所  
称号又は名称  
代表者氏名  
(代理人)  
氏名

￥

ただし、 の代金

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日

2 件名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

称号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

網走西部森林管理署西紋別支署長

殿

# 紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。

（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。

（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できなかっため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

## 収穫調査業務委託内容表

- 1 委託調査の区域（林小班名又は区域を示した図面） 別紙のとおり  
 2 委託調査の林小班別面積及び合計面積 別紙調査内訳書のとおり  
 3 施業方法  
 4 業務の内容

区分	調査区分 調査方法	立木販売の調査								製品生産資材の調査								摘要	
		皆伐		抾伐		複層伐		間伐		皆伐		抾伐		複層伐		間伐			
		毎木調査	標準地	毎木調査	標準地	毎木調査	標準地	毎木調査	標準地	毎木調査	標準地	毎木調査	標準地	毎木調査	標準地	毎木調査	標準地		
区域調査	区域標示															●		●	
	区域伐開															●		●	
	区域測量															●		●	
	選木															●		●	
	樹種の判定															●		●	
	胸高直径の測定															●		●	
	樹高の測定															x		●	
	品質区分															x		x	
	生被区分															●		●	
	野帳記入															●		●	
	調査木等の材積算定															●		●	
	調査木等の標示															●		●	
	極印の打印箇所の切削															x		x	
	極印の押印															x		x	
調査復命署作成	測量野帳															●		●	
	位置図															●		●	
	伐区図															●		●	
	実測図及び面積算定書															●		●	
	立木調査野帳															●		●	
	標準地調査材積計算書															●		●	
	樹材種別一覧表(樹種別再掲表)															●		●	
	立木価格評定因子調書															●		●	
	更新計画書及び計画図															●		x	
	調査進行図															●		●	
	搬出関係図															●		●	
	引渡しに関する事項															x		x	
	調査状況写真															●		●	
	野帳等データファイル															●		●	

令和7年度網走西部森林管理署収穫調査業務委託8号

No.	国有林 林班	小班	人・火耕 立製品	伐採方法	伐採率	樹種1 面積1	樹種2 面積2	樹種3 面積3	樹種年次 (%)	伐採率 (%)	調査方法 新規元林小班	樹印 押印	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m)	調査条件	区域測量			区域標示			特殊条件 ナシブ 以外表示	樹高 曲線 含む	各木調査 単枝 注記有	分取林 間伐回数 備考
																			林地面積 面積(面積)	伐期 伐期(日)	伐期 伐期(日)	GNSS 計測	測量内訳 標準地	測量内訳 標準地	周囲 周囲	測量計 周囲	区域標示内訳 標準地	区域標示内訳 標準地	周囲 周囲
1 紋別 1201 い 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 13.47						33 (標準地)(面積)	無	13.47	13.47	0.27	866 中 19 3 39.0 0.3 無 0.3 0.3 1.8 2.1 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
2 紋別 1201 た 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 7.66						33 (省路)	無	7.66	7.66	0.00	585 中 19 27 39.0 0.0 0.0 0.0 0.0 1.3 1.3 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
3 紋別 1201 れ 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 8.37						33 (標準地)(面積)	無	8.37	8.37	0.17	397 中 19 18 39.0 0.2 無 0.2 0.2 0.2 1.4 1.6 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
4 紋別 1203 る 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 6.72						33 (省路)	無	6.72	6.72	0.00	508 中 16 12 40.0 0.0 0.0 0.0 0.0 1.6 1.6 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
5 紋別 1203 れ 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 5.11						33 (標準地)(面積)	無	5.11	5.11	0.11	606 中 12 19 40.0 0.2 無 0.2 0.2 0.2 1.5 1.7 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
6 紋別 1203 そ 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 1.55						33 (省路)	無	1.55	1.55	0.00	110 中 30 30 40.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.6 0.6 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
7 紋別 1203 つ 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 2.02						33 (標準地)(面積)	無	2.02	2.02	0.05	131 中 17 9 40.0 0.1 無 0.1 0.1 0.1 0.6 0.7 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
8 紋別 1203 ら 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 10.56						25 (標準地)	無	10.56	10.56	0.22	484×12m 530 中 23 44 40.0 0.2 無 0.2 0.2 0.2 1.7 1.9 無 有 権者 1回目 判状間伐																		
9 紋別 1203 む 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 2.15						25 (標準地)	無	2.15	2.15	0.05	364 中 27 30 40.0 0.1 無 0.1 0.1 0.1 0.6 0.7 無 有 権者 1回目 判状間伐																		
10 紋別 1203 ラ 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 6.03						33 (標準地)(面積)	無	6.03	6.03	0.13	341 中 19 30 40.0 0.2 無 0.2 0.2 0.2 1.3 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
11 紋別 1204 ち 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 3.31						25 (標準地)	無	7.51	7.51	0.16	484×12m 814 中 21 10 33.0 0.2 無 0.2 0.2 0.2 1.4 1.6 無 有 権者 1回目 判状間伐																		
12 紋別 1204 ら 人工林 製品 伐代 横滑伐 カラマツ 2.27						33 (標準地)	無	2.27	2.27	0.05	2.27 484×12m 250 中 18 12 34.0 0.6 無 0.1 0.5 0.6 0.9 1.0 無 有 権者 1回目 横滑伐																		
13 紋別 1204 こ 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 7.87						25 (省路)	無	7.87	7.87	0.00	484×12m 338 中 24 15 34.0 0.0 0.0 0.0 0.0 1.2 1.2 無 有 権者 1回目 判状間伐																		
14 紋別 1204 ま 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 6.08						25 (標準地)	無	6.08	6.08	0.13	484×12m 312 中 17 15 40.0 0.2 無 0.2 0.2 0.2 1.1 1.3 無 有 権者 1回目 判状間伐																		
15 紋別 1220 い 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 15.86						25 (標準地)	無	15.86	15.86	0.00	484×12m 434 中 25 11 36.0 0.0 0.0 0.0 0.0 2.4 2.4 無 有 権者 3回目 判状間伐																		
16 紋別 1220 ほ 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 20.00						25 (標準地)	無	20.00	20.00	0.00	1,142 中 22 27 35.0 0.0 0.0 0.0 0.0 3.2 3.2 無 有 権者 3回目 判状間伐																		
17 紋別 1220 れ 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 3.53						25 (標準地)	無	3.53	3.53	0.00	172 中 27 8 35.0 0.0 0.0 0.0 0.0 1.1 1.1 無 有 権者 3回目 判状間伐																		
18 紋別 1220 つ 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 13.48						25 (標準地)	無	13.48	13.48	0.22	833 中 22 10 34.0 0.3 無 0.3 0.3 0.3 2.2 2.5 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
19 紋別 1220 こ 人工林 製品 伐代 判状間伐 カラマツ 1.61						33 (標準地)	無	1.61	1.61	0.05	88 中 23 14 35.0 0.1 無 0.1 0.1 0.1 0.5 0.6 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
20 紋別 1221 ま 人工林 製品 伐代 実伐間伐 カラマツ 2.26						25 (標準地)	無	2.26	2.26	0.00	134 中 29 12 37.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.8 0.8 有 有 権者 4回目 実伐間伐																		
21 紋別 1221 よ 人工林 製品 伐代 判状間伐 トドマツ 3.54						33 (標準地)	無	3.54	3.54	0.08	516 中 23 7 39.0 0.2 無 0.2 0.2 0.2 1.1 1.3 無 有 権者 2回目 判状間伐																		
22 紋別 1221 の 天然林 製品 訂伐 実伐間伐 トドマツ 1.49						33 (標準地)	無	1.49	1.49	0.05	484×9m 223 中 28 4 39.0 0.1 無 0.1 0.1 0.1 0.7 0.8 無 有 権者 1回目 訂伐																		
合計																													
測量・表示距離は図上で測定した林小班外周距離をもとに算定した目安の値であり、実際の距離とは異なる場合がある。																													
歩行時間は、自動車下車地点から林小班の中心までの歩行に要する時間であり、実測又は図上距離などから算定した目安値である。																													
測定距離は、森林管理署又は森在地から諏訪施設の森よりの自動車下車地点までの距離であり、実測又は図上距離などから算定した目安値である。																													

注1)

測量・表示距離は図上で測定した林小班外周距離をもとに算定した目安の値であり、実際の距離とは異なる場合がある。

歩行時間は、自動車下車地点から林小班の中心までの歩行に要する時間であり、実測又は図上距離などから算定した目安値である。

測定距離は、森林管理署又は森在地から諏訪施設の森よりの自動車下車地点までの距離であり、実測又は図上距離などから算定した目安値である。